



令和3年10月20日
自動車局整備課

トヨタ自動車(株)の系列販売会社における不正車検等への対応について(続報)

本日、関東運輸局は、不正車検を行っていたネットヨタ山梨株式会社本社セイリア店に対し、指定自動車整備事業の指定取消処分を行いました。また、このほかトヨタ自動車株式会社の系列販売会社10店舗に対し、地方運輸局等が行政処分等を行いました。

1. 経緯

- 9月29日、関東運輸局において、不正車検を行ったトヨタモビリティ東京株式会社レクサス高輪に対し、指定自動車整備事業の指定の取消処分を行いました。
- また、同日、トヨタ自動車株式会社から自動車局に、全国の系列販売会社全店舗に対する総点検の結果、レクサス高輪を含む12店舗における違反が発覚したことについて報告がありました。

2. 11店舗に対する行政処分等

- 本日(10月20日)、地方運輸局等において、レクサス高輪以外の11店舗(違反台数828台)に対し、以下のとおり行政処分等を行いました。

	事業者名・事業場名(違反台数)	行政処分等	処分運輸局等
①	ネットヨタ山梨(株)本社セイリア店(260)	指定取消	関東運輸局
②	トヨタモビリティ東京(株)江戸川瑞江店(5)	交付停止45日	関東運輸局
③	トヨタカローラ山口(株)安岡店(10)	交付停止70日	中国運輸局
④	広島トヨタ自動車(株)広店(8)	交付停止65日	中国運輸局
⑤	鳥取トヨペット(株)米子店(519)	交付停止50日	中国運輸局
⑥	トヨタカローラ愛媛(株)(1)	交付停止25日	四国運輸局
⑦	沖縄トヨタ自動車(株)宮古支店(2)	交付停止20日	沖縄総合事務局
その他4店舗(違反台数23台)については、行政処分に至らない軽微な違反のため、文書警告又は口頭注意			

※上記表中、「交付停止」とは、指定自動車整備事業者が車検時の基準適合性を証する「保安基準適合証」の交付停止のことであり、交付停止期間中は車検業務ができません。

※違反内容につきましては、国土交通省HP「行政処分情報(自動車整備事業者)」をご参照ください。

<問い合わせ先>

国土交通省自動車局整備課 佐橋、森本

TEL:03-5253-8111(代表) 内線: 42423